

投資情報

企業情報公示システム、年度報告制度の法整備が大幅に進展

～企業情報公示暫定条例及び工商行政管理局規定が10月1日から施行～

改正会社法の施行により、従来の実収資本(実際の払込資金)に基づく登録資本金制度から、将来払込む予定の資本金総額、出资方式、出資期限等を定款に記載し登記する授權登録資本金制度に変更されています¹。授權登録資本金制度の実施のため、国務院は「登録資本金登記制度の改革方案の印刷・公布に関する通知」(国発[2014]7号)を改正会社法と同じく2014年3月1日から施行しています。同通知で定める重要項目には、企業情報公示システムを通じた、市場信用情報に関する公示体系の構築及び年度報告公示制度の確立が含まれており、その後、改正会社法の関連規定が相次いで施行される中、既に全国企業信用情報公示システム(以下“企業情報公示システム”と表記)が稼働し、また従来の年度検査制度に代わる年度報告公示制度も開始しています。

今般、2014年8月7日付けで「企業情報公示暫定条例」(国務院令654号、以下“暫定条例”と表記)が公布され、2014年10月1日より施行されています。暫定条例の公布に伴い、工商行政管理局が企業情報公示制度に関する以下の補充通達を相次いで公布し、暫定条例と同日で施行しており、企業情報公示システム及び年度報告公示制度の法整備が一段と進展しています。

【企業情報公示システム及び年度報告公示制度】

通達番号	公布日	通達名称
国務院令654号	2014年8月7日	企業情報公示暫定条例
工商行政管理局令67号	2014年8月19日	企业公示情報抜打ち暫定弁法
工商行政管理局令68号	2014年8月19日	企業経営異常リスト管理暫定弁法
工商行政管理局令71号	2014年8月19日	行政処罰情報公示暫定規定
工商外企字[2014]166号	2014年9月2日	暫定条例の貫徹・具体化に係る関連問題についての通知

¹ 授權登録資本金制度の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134(2014年1月号)」を参照のこと。

1. 企業情報公示システム

企業情報公示システムは、2014年3月1日から稼働しています。同サイトにアクセスすれば企業の経営範囲や登録資本が即時に検索や閲覧ができるなど、利便性が大幅に向上しています²。

その一方で、企業は企業情報公示システムを通じて、授權出資額や出资方式、出資期限、払込み状況、資産状況等の情報を対外的に公示しなければならず、その際、公示内容の真実性や合法性に責任を負うことが要求されています。工商行政管理当局は、企業の年度報告に対して抜打ち検査を実施し、検査により真実の隠蔽や虚偽報告等を発見した場合には処罰すると共に、法定代表者や責任者等の情報を公安、財政、税関、税務等の関連等部門に通報するとしています。

今回の補充通達の相次ぐ施行により、公示情報の内容、抜打ち検査の手法、公示を行わない場合の処罰等が更に明確化されています。

(1) 公示情報

國務院令654号では、企業情報公示システムによる公示内容を工商行政管理部門による工商公示情報と企業自らが登録する企業公示情報に大別しています。

更に、企業公示情報を年度報告とその他の公示情報に大別し、各情報の公示内容と公示期限を以下の通りに定めています。企業は自らが登録する公示内容の真実性、即時性に責任を負うことが求められます³。

	年度報告	その他の公示情報
公示内容	<p><必須公示情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 連絡住所、郵便番号、連絡先電話番号、電子メールアドレス等 ● 開業、休業、清算等の存続状態 ● 当該企業の投資により設立した企業、持分取得 ● 引受けた/払込んだ出資額、出資日時、出资方式等 ● 有限会社の出資者の出資持分譲渡等、出資持分変更 ● Web サイト及びネットワーク経営に従事する場合の、ネットショップの名称、アドレス等 <p><任意公示情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の従業員数、資産総額、負債総額、対外提供した担保保証、所有者權益の合計、営業総収入、主要業務収入、利益総額、純利益、納税総額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引受けた/払込んだ出資額、出資日時、出资方式等 ● 有限会社の出資者の出資持分譲渡等、出資持分変更 ● 行政許可の取得、変更、延長 ● 知的所有權の抵当登記 ● 行政処罰 ● その他公示すべき情報
公示期限	毎年1月1日から6月30日	上記情報の発生日から20営業日以内

² 公示情報の内容、同サイトの検索手順、検索結果事例等は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.136(2014年3月号)」を参照のこと。

³ 工商公示情報の詳細は、國務院令 654 号等に規定されている。

また、国务院令654号及び工商行政管理总局令71号では、工商行政管理部門及びその他政府部門は、行政処罰の関連情報(行政処罰決定書及び行政処罰情報等を含む)を、企業情報公示システムを通じて公示しなければならないと定めています。工商行政管理总局令71号では、行政処罰情報を対外的に5年間、公示する旨を定めており、企業情報の公示が一段と進められました。

(2) 公示情報に対する信頼性の確保

① 抜打ち検査の手法

国务院令 654 号は企業の公示した情報の信頼性を確保するために、企業の公示した情報内容に対する抜打ち検査の実施を定めています。その後、工商行政管理总局令 67 号により、検査手法を更に明確にしています。

抜打ち検査の対象企業は、工商行政管理总局により企業登録番号等に基づいて不作為に抽出されません。また、抜打ち検査には、以下の指向性検査と非指向性検査の2種類があります。

- 指向性検査: 工商行政管理部門が企業の類型、経営規模、所属業界、地理区域等の特定条件に基づく不作為抽出を行い、対象企業を確定し、検査を実施するもの
- 非指向性検査: 完全な不作為抽出により対象企業を確定し、検査を実施するもの

工商行政管理总局は各管轄内で3%以上の企業を抽出し、検査リストを作成しなければならないと定められていますが、この抽出方法において指向性検査と非指向性検査の割合は特段、定められていません。但し、毎年の年度報告公示終了後に実施する企業情報公示システム検査では1回の非指向性検査が実施されます。

更に、抜打ち検査により年度報告を適時に公示していない、或いは公示情報を隠匿、粉飾等の事実が判明すれば、工商行政管理总局令68号により、処理されます。

② 処罰内容

企業が情報を適時に、或いは真実の通りに公示しないなどの場合には、工商行政管理总局令68号に則り、以下の処罰が下されます。

● 経営異常リストへの組入れ:

工商行政管理总局は、以下の状況を有する企業を経営異常リストへ組入れます。

- 提出期限までに年度報告を公示しない場合
- 是正期限までに関連企業情報を公示しない場合
- 公示した企業情報について、真実の状況を隠匿、粉飾した場合
- 登記した住所或いは経営場所を通じて、連絡を取ることができない場合

但し、経営異常リストに組入れられた企業は、公示状況を訂正した後、工商行政管理部門に同

リストからの移動を申請することが可能であり、工商行政管理部門は訂正の確認後に同リストからの移動を決定します。

- 重大な違法企業リストへの組入れ
経営異常リストの組入れから3年経過後も企業が公示義務を履行しない場合には、工商行政管理部門は当該企業を重大な違法企業リストに組入れ、企業情報公示システムを通じて対外的に公示します。
また、重大な違法企業リストに組入れられた企業の法定代表者や責任者は、3年間、その他企業の法定代表者や責任者への就任が認められません。
- その他の処罰：
また、工商外企字[2014]166号では、企業が経営異常リスト或いは重大な違法企業リストに組入れられ、同時に企業の違法、規定違反行為が存在し、工商行政管理部門が行政処罰をすべき場合には、関連規定に基づき、行政処罰を実施しなければならないと定めています。

③ 留意事項

工商行政管理部門は、公示の適時性を遵守しない或いは情報の真実性を担保しない等の違反行為を行う企業を“経営異常リスト”或いは“重大な違法企業リスト”へ組入れますので、企業には正確な公示が求められます。また、当該リストの掲載以外にも、当局により違法、規定違反行為が存在すると判断された場合には、行政処罰が実施される可能性もありますので、注意が必要です。

一方、企業情報公示システムを用いれば、中国全土の企業情報を閲覧することが可能であり、同システムは企業情報の収集に利便性の高いツールとなっています。但し、企業公示情報の真実性、適時性はある程度企業の自主性に委ねられていますので、当該公示内容の真実性が完全に担保されているとは言えず、留意が必要です。

2. 年度報告公示制度

改正会社法により、従来の共同年度検査(聯合年検)制度が、年度報告公示制度に変更されています。これに伴い、商務部、財政部、税務総局、統計局、外貨管理局の5部門宛の2013年度の報告は、2013年4月21日から6月30日を報告期限として「全国外商投資企業年度運営情况ネット上聯合申告及び共有システム」を通じて、既に実施されました。一方、工商行政管理局宛の2013年度の報告は企業情報公示システムの整備が遅延していたこともあり、報告期限が未定の状態となっていました⁴。

⁴ 5部門向けの年度報告の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.138(2014年5月号)」を参照のこと。

工商外企字[2014]166号により、2013年度の報告期限が明確化され、2014年10月1日から2015年6月30日の間に、工商行政管理部門へ企業情報公示システムを通じて、当該報告を送付し、公示しなければならない旨が定められました。また、2014年度以降の年度報告の公示については、國務院令654号により、毎年1月1日から6月30日までに企業情報公示システムを通じて、前年度の年度報告を提出し、対外的に公示しなければならないと定められています。

これにより、年度報告公示制度の概要は以下の通りとなりました。

【年度報告公示制度の概要】

提出先の 行政機関	報告システム	報告期限	
		2013 年度	2014 年度以降
外貨管理部門	外貨資本項目システム	2014 年 5月12日から8月31日	N/A (旧制度では、 3月1日から6月30日)
工商行政管理部門	企業情報公示システム	2014 年 10 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日 (但し、自貿区は2014 年 3 月 1 日から6 月 30 日)	1 月 1 日から6 月 30 日 (但し、自貿区公示弁法では 3 月 1 日から6 月 30 日)
商務部門 財政部門 税務部門 外貨管理部門 統計部門	地方政府、全国外商投資企業 年度運営情況ネット上聯合申 告及び共有システム	2014 年 4 月 21 日から6 月 30 日	N/A (旧制度では、 3 月 1 日から6 月 30 日)

なお、年度報告公示に際する監査報告書の要否について、中国(上海)自由貿易試験区(以下“自貿区”と表記)では2014年3月3日から「自貿区企業年度報告公示弁法(試行)」を施行しています。同弁法では、授權登録資本金が2,000 万元以上、或いは一年間の売上(營業)収入が2,000 万元以上等の自貿区企業に対して、会計士事務所の発行した年度会計監査報告の提出を要求しています。しかし、國務院令654号等では年度会計監査報告に関する条項は含まれていない状況であり⁵、規定の更なる明確化が望まれます。

⁵ 「会社法」第 164 条に“会社は、毎会計年度終了時に、財務会計報告書を作成し、法により会計士事務所の監査を受けなければならない”等と定められている他、同主旨の規定が「外資企業法実施細則」、「中外企業法実施条例」等にも定められている。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited